

第4章 目標達成に向けた成果指標・施策の検討

1. 成果指標値の設定

計画期間内での基本目標を達成するための具体的な成果指標値を以下の通り設定します。

なお、成果指標の設定に当たっては、住生活の将来像を定量的かつ客観的に捉え、成果を具体的に検証できることから、統計調査等により得られるデータの活用を基本とします。

【成果指標値一覧】

基本目標	成果指標		
	指標名	現状	目標 ²
安全でやさしい住まいづくり	在宅生活の推進 (高齢者のための設備がある住宅の割合 ¹)	45.4% (H15)	51.6% (H25)
	耐震診断・改修による支援 (民間住宅の耐震化率)	75.5% (H19)	90.0% (H29)
	耐震診断・改修による支援 (公共建築物の耐震化率)	70.0% (H19)	100.0% (H29)
良好な居住環境を維持できる住まいづくり	災害危険箇所の調査・整備推進 (災害危険箇所の改修箇所数)	3箇所/年 (H19)	3箇所/年 (H29)
	独り暮らしの高齢者等の訪問 防火指導の推進 (独り暮らし高齢者等の防火訪問指導率)	95% (H19)	100% (H29)
	地域のルールづくりの推進 (まちづくり協定)	1 (H19)	3 (H29)
ライフスタイルに対応できる住まいづくり	ライフスタイルに対応した 住居確保 (誘導居住水準達成率)	60.5% (H15)	80.9% (H25)
	別荘地の充実 (別荘所有者の満足度)	(H19)	60% (H29)
安定した住まいを確保できる住まいづくり	適正な市営住宅の運営 (市営住宅改善事業)	26 (H19)	58 (H29)
	生活の基礎となる住居確保 (最低居住水準達成率)	96% (H15)	早期に全世界帯

- 1 高齢者のための設備がある住宅とは、何らかの高齢者等のための設備（手すり、段差解消等）が設置されている住宅を指します。
- 2 本計画の目標年度は平成27年度としていますが、成果指標の年度については、目標達成を確認できる年度としているため、各目標年度にばらつきがあります。

2. 主な関連施策

(1) 安心でやさしい住まいづくり

東海地震防災対策強化地域に指定されている本市では、災害に強く誰もが安心して生活できる住まいづくりに取り組んでいきます。

ア 将来に対応した住まいづくり

【主な取り組み】

新エネルギー活用の推進

代替エネルギーとなる新エネルギーの調査検討により、利用可能なものの活用を図り、太陽光発電装置設置補助等を行い、地球温暖化防止のための次世代省エネ基準住宅等の推進を図ります。

茅野市太陽光発電システム設置補助金交付

市内に自らが居住する住宅等に発電システムを設置するための経費で、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバーター、保護装置、発生電力計、余剰電力販売用電力計及び配線・配線器具の購入据付工事に要する経費、その他市長が特に認める経費について、対象経費の100分の10以内について補助を行う。ただし、20万円を限度とする。

在宅生活の推進

地域で安心して暮らすことができるように、介護保険制度の対象となるサービス以外に各種保健福祉サービスを行い、高齢者等の在宅サービスの推進を図るため、在宅生活の推進を図ります。

住宅整備等助成

寝たきり、痴呆、重度障害の方で、住宅を改造することによって生活の向上が図られると認められる場合に、改造に要する費用を助成します。ただし、世帯の所得税額の合計額が15万円以下の世帯を対象とします。

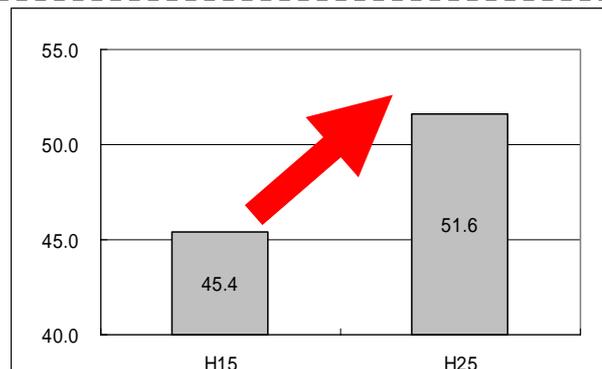
助成額については、介護保険による給付と合わせて90万円まで（介護保険による給付を優先します。）とし、原則として、対象経費の1割は負担していただきます。

住宅改良アドバイザー派遣

介護を必要とする高齢者や障害者のいる家庭で、住宅の改良について相談、助言等をするアドバイザーを派遣します。

【高齢者のための設備がある住宅の割合】

高齢者の居住する住宅のバリアフリー化を進めるため、バリアフリー化の指標として、何らかの高齢者等のための設備が設置されている住宅割合を設定します。



公共施設等のバリアフリー化推進

障害のある人や高齢者等だけでなく、すべての市民が利用しやすいように、既存の公共施設の歩道の凸凹や段差、駐車場等のバリアフリー化の推進を図ります。

イ 災害に強いストックの形成

【主な取り組み】

住宅の火災予防の普及

消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられ、火災予防条例で設置・維持の基準が定められました。(平成 17 年 7 月 14 日公布)

そのため、新築住宅だけでなく、既存住宅への火災警報器設置の推進を図ります。

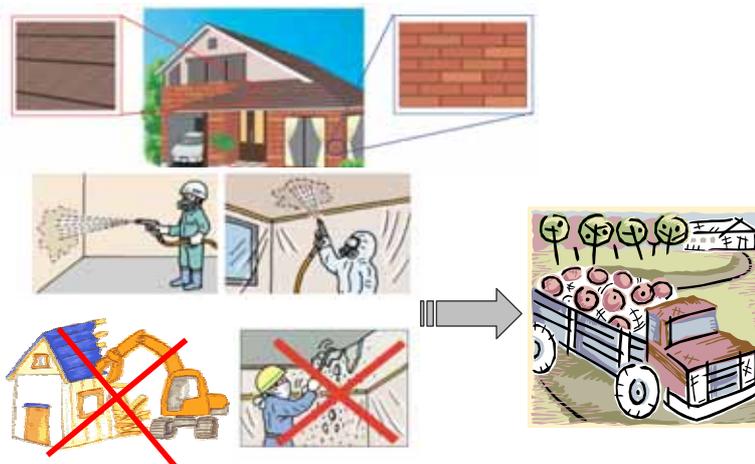
アスベスト飛散防止対策の徹底

大気中に飛散するアスベストによる健康被害を防止するため、民間建築物の所有者等が実施するアスベスト除去に要する経費に対して補助を行います。なお、公共施設については、平成 18 年度までに全ての施設の検査と除去等の飛散防止対策が終了しています。

アスベスト除去の手順【参照 長野県 住宅部 建築管理課 ホームページ】

適切な除去

アスベスト含有建材の除去については、散水を行い、できるだけ建材を破損することなく除去します。



飛散防止対策を施し、安定型処分場で処理します。

除去処分

耐震診断・改修による支援

本市は、市民の地震に対する意識向上の意味も含めて、全戸配布として家具転倒防止金具の配布事業を実施しました。今後は、茅野市建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を図り、地震時における生活の安全を確保します。

木造住宅の耐震診断について

専門家による住宅の耐震診断が、無料で実施できます。診断は簡易耐震診断と精密耐震診断とがあり、いずれも無料です。建築士で長野県実施の講習会を受講した長野県木造住宅耐震診断士の方が、それぞれのご家庭にお伺いして住宅の診断を行います。

木造住宅の耐震補強工事について

耐震診断の結果、やや危険または危険（総合評点 1.0 未満）と診断された住宅で、耐震性を向上させるための補強工事を行う場合、補助制度があります。

補助の要件

1. 工事後の総合評点が 0.7 以上であること
2. 工事後の総合評点が工事前の総合評点を上回ること
3. 補助の対象となる補強工事であること

補助の内容

補助対象工事に要する経費の 1/2 以内かつ 60 万円以内

補助を受けられる者

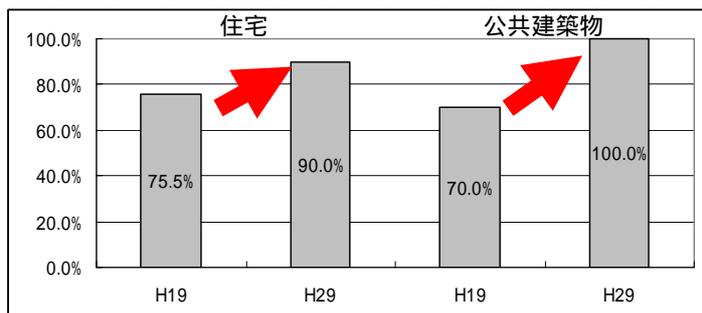
- 給与収入のみの者は収入金額が 1,442 万円以下であること。
- その他の者は所得金額が 1,200 万円以下であること。

茅野市建築物耐震改修促進計画 パンフレット・家具転倒防止の例【参照 本市ホームページ】



【民間住宅・公共建築物の耐震化率】

茅野市耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を推進し、耐震性能を有する住宅の割合を高めることで安全性の確保を図ります。



(2) 良好な居住環境を維持できる住まいづくり

本市の歴史や自然環境、地域特性など、本市独自の魅力を活かし高める住まいづくりを推進し、良好な居住環境を維持することができる住まいづくりに取り組んでいきます。

ア 生活利便性の向上

【主な取り組み】

公共交通の利便性向上

高齢者等における交通手段の確保のために、既存の路線バスやタクシー等の維持を主眼とし、路線バス等への影響を考慮して、福祉バス等の見直しを行い、地域内交通の確保に努めます。

住宅地に関する道路等公共施設の整備推進

将来の交通形態（車・人）を予測し、効率の良いインフラ整備を行います。
安心・安全な住環境を結ぶ道路交通網の確保の推進を図ります。
高齢者、交通弱者に対応した道路づくりを図ります。

イ 安全・安心な住まいづくり

【主な取り組み】

災害危険箇所の調査・整備推進

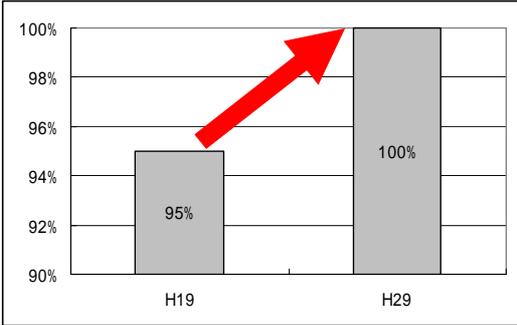
市内の災害危険箇所（土砂災害防止法含む）を調査・指定し、市民に周知させ、当該箇所について計画的に整備を図っていきます。

独り暮らしの高齢者等の訪問防火指導の推進

地域の予防消防体制の充実を図るため、独り暮らし高齢者等の訪問防火指導の推進を図ります。

【独り暮らし高齢者等の防火訪問指導率】

独り暮らしの高齢者等への防火指導を推進し、地域の予防体制の強化をはかります。



災害時の要援護者への対応支援

「災害時要援護者支え合いマップ」(茅野市では【助け合いおたがいさまっぴ】と呼びます)を作成し、このマップを活用して、支援が必要な方の安否の確認や、避難誘導などの支援を行うという取り組みを進めます。

災害時要援護者支え合いマップ【参照 本市 ホームページ】

だれもが住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるために

助け合いおたがいさまっぴ

(災害時要援護者支え合いマップ)

「災害時要援護者支え合いマップ」とは

災害発生時には、迅速な避難行動が求められますが、日常的に支援を受けている人や避難行動に困難が生じる人など、災害に際して迅速かつ適切な行動を取ることが困難な方がいます。このような方を災害時要援護者といい、災害発生時には、その人の状態に応じた配慮や支援が必要となります。

また、災害発生直後、災害時要援護者の救出、避難誘導には、地域住民のみならず、地域の力が不可欠となっています。

「災害時要援護者支え合いマップ」は、地域の中でどのような要援護者が住んでいて、その要援護者を災害時に誰が支援者として、どこかの避難場所へ避難支援するのか、また、この情報を地域住民のみならず、目にするから共有し、いざという時に備えるもので、区・自治体にある助け合い・支え合いの仕組みを要援護者の支援のために活かす方法を「マップ」を使って作るものです。

茅 野 市

「災害時要援護者支え合いマップ」です !!

複数の支援者が、要援護者宅に安全確保におき、避難所へ送達するまでをマップに落とし込んであります。実際の災害では、一人ひとりの要援護者に対する地域住民の助け合いの力による危機的かつ迅速な避難誘導が効果も上げます。

「おたがいさま」の気持ちで
日常の支え合いを「災害時の支え合い」に

災害時要援護者本人の生活ぶりを見極めて支援者を決定します。支援者が必ず居る相手でない避難に準備がたり、避難することをお勧めされたりすることになりかねません。災害時要援護者、支援者双方に共通の認識があることが、災害時はもちろん、平時の見守りも大いに役立ちます。

清掃及び防犯パトロールの推進

市民や観光客等の利用者の利便性・快適性を高め、楽しく歩けにぎわいのある中心市街地を目指します。そのため、清掃及び防犯パトロールにより清潔で安心・安全な中心市街地を維持し、また、市民とともにまちづくりや利便性向上に取り組み中心市街地の活性化を図ります。

ウ 快適な居住環境形成

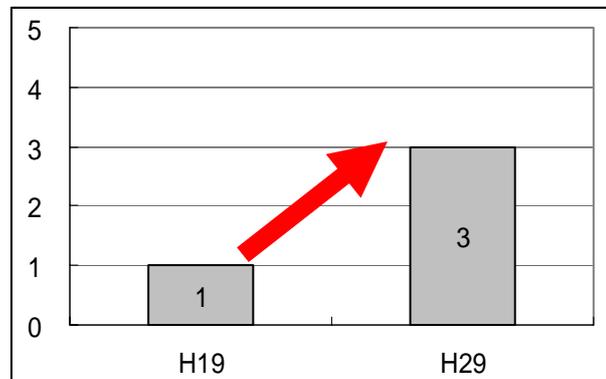
【主な取り組み】

地域のルールづくりの推進

魅力ある市街地を形成するため景観形成住民協定の締結を促進し、市民主導によるまちづくり協定やまち並みづくり修景事業の導入により、路線ごと地域ごとに統一感のある景観の形成を進めます。また、継続的なまちの管理・運営をするため官民一体で活動を進めます。

【まちづくり協定地区数】

まちづくり協定締結地区を増加させ、地区に応じた良好な居住環境の形成を促進します。



中心市街地の活性化

中心市街地における空き店舗となった店舗を活用した商業連合会が開催するイベントに補助金を交付し、合わせて中心市街地の活性化を図ります。

空き店舗活用事業について

中心市街地活性化区域内の商店街において、中小企業団体が空き店舗を活用し、コミュニティ施設（ギャラリー、多目的ホール、フリーマーケット用スペース、交流スペース等）を設置する事業で、整備に係る費用が200万円以上

コミュニティ施設：補助率 2分の1、限度額 300万円

整備に係る費用…内装工事、外装工事、給排水工事、サイン工事、電気工事

中心市街地活性化区域内の商店街において、中小企業者が空き店舗（2年以上使用されていない店舗）で小売業又はサービス業を営むために新たに出店する事業で、整備に係る費用が200万円以上。ただし、小売業又はサービス業のうち、風俗営業や風俗営業に類似する営業は除く。

新規出店：補助率 100分の20、限度額 200万円

整備に係る費用…内装工事、外装工事、給排水工事、サイン工事、電気工事

既存老朽化物件取壊事業について

中心市街地活性化区域内の商店街において、新規参入を促進するために中小企業者が老朽化した空き店舗を取り壊す事業

補助率 100分の20、限度額 50万円

JR 茅野駅前ビル ベルビア（中心市街地の空き店舗活用事例）

JR 茅野駅前に立つ大型商業ビル（地上4階建て）の集客の核であったキーテナント（面積約6,200㎡）が営業不振から平成13年8月に撤退しました。本市では、空きスペースを多くの市民ニーズをとらえた公共施設として整備することにより、駅前空洞化対策、中心市街地のにぎわいをつくりだすことにしました。



外観（資料：財団法人 地域活性化センター）

ビル内の主な公共施設

幼児向け広場「こども館（0123広場）」

中高生向け施設「CHUKO（ちゅうこう）らんどチノチノ」

情報化拠点施設「電腦ひろば BELEC（ベレック）」

ユニバーサルデザイン化された建築物や道路等の整備推進

市民や観光客等の利用者の利便性・快適性を高め、楽しく歩けにぎわいのある中心市街地を目指すため、ユニバーサルデザイン化された建築物や道路等の整備の推進を図ります。

歩道のアメニティの向上

まちづくりによる安全な歩行者空間の環境整備、歩道の美装化、案内板等の設置により、住環境の向上を図ります。

(3) ライフスタイルに対応できる住まいづくり

高齢者の割合や持ち家率が高く、また、別荘地としての特性を持つ本市では、様々な家族構成による住まいづくりに対応できる環境づくりに取り組んでいます。

ア 多様なニーズへの対応

【主な取り組み】

農山村居住への支援

スローライフを楽しむ田舎暮らしの良さを提供する滞在型メニュー、スポットの開発・提供を行います。

二地域居住者の受入促進

平日と週末の過ごす場所が異なる生活環境を持つ住民を受け入れ、様々なニーズへ対応します。

田舎暮らし案内【参照 長野県 観光部観光振興課 ホームページ】



イ 別荘地の充実

【主な取り組み】

情報の発信

別荘向けの情報提供の充実を図るとともに、IT を活用し情報を提供することで、本市の魅力外国人を含めて知ってもらうことで、誘客につなげます。

民間事業者との連携強化

別荘開発事業者等から空き別荘情報を収集し、市内全体を集約したデータとして発信し、空き別荘への入居支援を進めます。

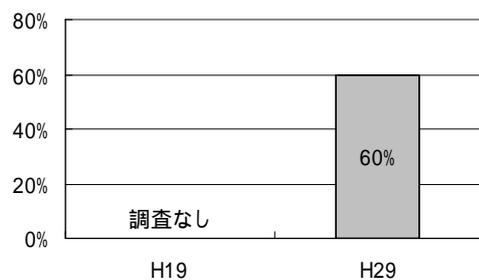
別荘情報【参照 蓼科高原 / 茅野市観光連 ホームページ】

別荘名	電話番号
(株) 三井の森	0266-76-2101
鹿島リゾートサービス	0266-76-2211
(株) 東急リゾートサービス	0266-69-3222
東洋観光事業(株)	0266-67-2100
(株) 豊田ビルディング	0266-67-2411
蓼科観光(株)	0266-74-2221
蓼科観光開発(株)	0267-96-2336
諏訪バス別荘管理棟	0266-67-0040
信州総合開発	0266-66-2220
森島製菓(株)	0266-67-2111



【別荘地の満足度】

別荘地所有者の満足度を指標として設定し、更なる別荘地の充実を図ります。



(4) 安定した住まいを確保できる住まいづくり

障害の有無や年齢に関わらず、地域で自立的な生活を送ることができるよう支援し、多様なニーズに応じた住宅セーフティネットの充実に取り組んでいきます。

ア 適正な市営住宅の運営

【主な取り組み】

老朽化した市営住宅のリフォームの検討

市営住宅の計画的な建替えの検討

市営住宅のニーズへの対応

市営住宅ストック総合活用計画に基づき、計画的に改善・改修・建替えを検討し、また、高齢者住宅や子育て支援住宅等ニーズに対応した市営住宅の供給の推進を図ります。

市営住宅一覧【参照 本市 ホームページ】



ひばりヶ丘団地 (A、B 棟)



ひばりヶ丘団地 (C 棟)



ひばりヶ丘団地 (D 棟)



ひばりヶ丘団地 (E 棟)



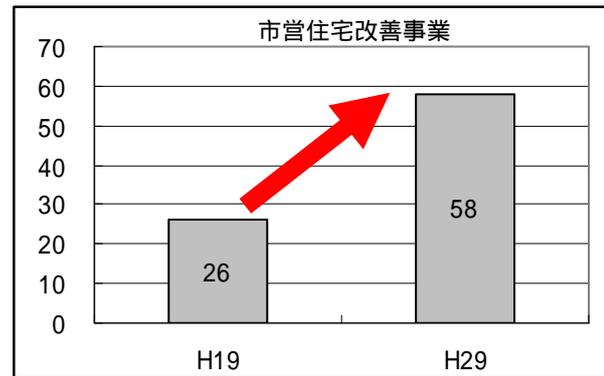
みどりヶ丘団地



小坂団地

【市営住宅改善事業】

市営住宅の適正な運営・管理を行い、住宅セーフティネットの充実を図ります。



イ 要支援者への生活支援

【主な取り組み】

市内勤労者への住宅確保支援

茅野市勤労者互助会に入会した市内の事業所などに勤務する従業員と事業主の人に対し、住宅資金の融資あっせん等の福利厚生事業を実施し、勤労者の福祉の増進及び生活の安定を図ります。

子育てサポートの支援

母子家庭・父子家庭のみなさんで、一時的に保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員の居宅で子どもさんをお預かりし、母子家庭等の生活の安定を図ります。

3. 目標達成に向けた進捗管理

目標を達成するためには、各種施策の着実な推進が不可欠であることから、下記の進捗管理を行い、各事業主体等の事業実施状況や成果指標の達成状況を把握します。

(1) 関係機関等との連携

住宅施策を総合的かつ効果的に推進していくため、他のまちづくり施策や子育て施策、中心市街地の活性化などの関連施策との施策の連携を強化していきます。

また、住宅・住環境に関する問題は多様化しており、本市の住宅施策を推進するためにも、国・県や住宅供給公社など関連機関との連携を強化します。

(2) 市民への情報提供の充実

市民が住宅・住環境に関する意識を高め、地域のまちづくりに積極的に参加し協力できるよう、市が適切な情報を提供するための体制を充実させるとともに、日常的に専門的かつ多岐にわたる住宅・住環境に関する問題等に市民が適切な対応が出来るよう相談機能の充実を図ります。

(3) 住生活基本計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況については、統計数値による現状把握や施策担当部署による進捗状況の把握により進行管理を行い、今後の住宅施策や本計画の見直しに反映します。